

＜対日アンチ・ダンピング情報＞ (第159号 2006年8月度)

当センターが各国官報等により把握した2006年8月度の世界各国の日本製品に対するアンチ・ダンピング(AD)措置等に関する情報を下記の通り取りまとめましたので、ご送付申し上げます。

また、世界各国の対日AD案件の全案件を調査開始国別に整理したリストを添付致します。

(お問合せ先：TEL03-3591-4550)

I 主なトピックス

1. 米国：「カレンダー金具」のAD損害調査で“損害無し”との最終決定により、AD調査終結

- ・ ITC (国際貿易委員会) は8月8日、「カレンダー金具」のAD損害調査(2005年6月29日開始)において、“損害なし”との最終決定を公告した。(本件の調査対象国は日本のみ)
商務省は6月23日に価格調査において、“ダンピング有り”との最終決定を下していたが、このITCの“損害なし”の最終決定により、AD措置はとられることなく、調査は終結することとなった。

米国での日本製品に対するAD調査で、損害面で“損害なし”との決定により調査終結となったのは、WTO発足以降の32件の対日AD案件の内では、12件目である。

2. 米国：「ボールベアリング」のADサンセット見直しのITCの見直し結果判明

- ・ ITCは8月31日、今年6月に開始した「ボールベアリング(2000年7月11日AD措置継続開始)」の2回目のADサンセット見直しにおいて、損害面に関するフル・レビューの結果、“損害の継続又は再発のおそれ有り”との見直し最終結果を公告した。
商務省は5月4日に価格面で、“ダンピングの継続又は再発のおそれ有り”との見直し結果を公告しており、よって今回のITCの見直し結果により、2000年に続き2回目のAD措置継続が決定した。(AD措置継続の公告は、9月15日に正式公告された。)

3. 中国：「ビスフェノールA(BPA)」のAD調査開始

- ・ 商務部は8月30日、「ビスフェノールA(BPA)」に対するAD調査の開始を公告した。
調査対象国は、日本と韓国、台湾、シンガポールの4ヶ国となっている。
中国での日本製品に対するAD調査開始は、今年の4月に調査開始となった「電解コンデンサ紙」に続き、今年2件目で、WTO発足以降では28件目の日本製品に対する新規AD案件である。
中国のAD調査の対象製品には化学品が非常に多く、今回の「ビスフェノールA(BPA)」は、28件の対日AD案件の内、23件目の化学品に対するAD調査となった。また、この「ビスフェノールA(BPA)」は過去に、2004年5月に調査開始となり、2005年11月に中国国内産業側の申請取り下げで調査終結となったことのある産品であり、その2004年5月のAD調査開始案件の際には、調査対象国は上述の4ヶ国にロシアを加えた5ヶ国を対象としたものであった。調査開始申請の取下げに基づきAD調査が終結となったものが、再び新規のAD調査開始案件となるのは、中国では初めてのケースである。

4. インド：「ペルオキシ硫酸塩(過硫酸塩)」のAD調査開始

- ・ 商工省は7月28日、「ペルオキシ硫酸塩(過硫酸塩)」に対するAD調査開始を公告した。
調査対象国は、日本と中国の2ヶ国となっている。
インドでの日本製品に対するAD調査開始は、今年の6月に2年半ぶりの新規AD調査開始案件となった「塩化ビニル樹脂(PVC)」に続き、今年2件目で、WTO発足以降では22件目の日本製品に対する新規AD案件である。
インドも中国と同様にAD調査の対象製品には化学品が非常に多く、今回の「ペルオキシ硫酸塩(過硫酸塩)」は、22件の対日AD案件の内、15件目の化学品に対するAD調査となった。

II 各国の官報等での、対日AD案件の8月度の全情報

1. 米国 (Federal Register [FR] での掲載事項)

Vol. 71, No. 147 ~ No. 169 (2006. 8. 1. ~ 2006. 8. 31.)

(1) ADオリジナル調査:

- ・ I T C (国際貿易委員会) : AD損害調査最終決定 (損害なし) の公告
FR p. 45074 (2006. 8. 8.), Issued : 2006. 8. 3.
・ カレンダー金具
[ケースNo. : 731-TA-1094 Metal Calende Slides]

(2) ADサンセット見直し:

- ・ I T C : ADサンセット見直し (2005年6月開始) フル・レビューの最終結果 (損害の継続又は再発のおそれ有り) の公告
FR p. 51850 (2006. 8. 31.), Issued : 2006. 8. 28.
・ ボールベアリング
[ケースNo. : 731-TA-394 Ball bearings]

(3) AD行政見直し等:

① 商務省: AD行政見直し申請機会の公告

- FR p. 43441 (2006. 8. 1.), Dated : 2006. 7. 26.
- ・ 真鍮板 (見直し対象期間=2005. 8. 1. ~2006. 7. 31.)
[ケースNo. : A-588-704 Brass Sheet&Strip]
 - ・ 表面処理鋼板 (見直し対象期間=2005. 8. 1. ~2006. 7. 31.)
[ケースNo. : A-588-824 Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products]
 - ・ 油井管 (見直し対象期間=2005. 8. 1. ~2006. 7. 31.)
[ケースNo. : A-588-835 Oil Country Tubular Goods]
 - ・ フッ素樹脂 (見直し対象期間=2005. 8. 1. ~2006. 7. 31.)
[ケースNo. : A-588-707 Granular Polytetrafluoroethylene Resin]
 - ・ ブリキ及びティンフリー・スチール (見直し対象期間=2005. 8. 1. ~2006. 7. 31.)
[ケースNo. : A-588-854 Tin Mill Products]

② 商務省: 事情変更によるAD行政見直し開始、及び仮結果、並びにAD税賦課命令一部撤回意図の公告

- (このAD案件の唯一のAD調査開始申請者である Dupon Performance Elastomers L.L.C社が、ポリクロロブレン・ラバーの一部の製品へのAD措置の必要性が無い旨の申請をしてきたことによるもの)
- FR p. 46189 (2006. 8. 11), Effective Date : 2006. 8. 11.
- ・ プロクロロブレン・ラバー
[ケースNo. : A-588-046 Polychloroprene Rubber]

③ 商務省: 事情変更によるAD行政見直し開始の公告

- (このAD案件のAD調査開始申請者である3社が、大径溶接ラインパイプの一部の製品へのAD措置の必要性が無い旨の申請をしてきたことによるもの)
- FR p. 46448 (2006. 8. 14), Effective Date : 2006. 8. 14.
- ・ 大径溶接ラインパイプ
[ケースNo. : A-588-857 Welded Large Diameter Line Pipe]

2. EU (Official Journal [OJ] での掲載事項)

OJ Vol. 49 No. L 211 ~ L 237 (2006. 8. 1. ~ 2006. 8. 31.)

OJ Vol. 49 No. C 179 ~ C 209 (2006. 8. 1. ~ 2006. 8. 31.)

(1) ADオリジナル調査： 官報への対日案件掲載無し

(2) AD見直し等： 官報への対日案件掲載無し

3. カナダ (Canada Gazette [CG] での掲載事項)

Vol. 140, No. 31~No. 34 (2006. 8. 5. ~ 2006. 8. 26.)

(1) ADオリジナル調査： 官報への対日案件掲載無し

(2) AD見直し等： 官報への対日案件掲載無し

4. オーストラリア (Australian Customs Dumping Notices [ACDN] での掲載事項)

No. 2006/37 (2006. 8. 1. ~ 2006. 8. 31.)

(1) ADオリジナル調査： 官報への対日案件掲載無し

(2) AD見直し等： 官報への対日案件掲載無し

5. 中国

・ ビスフェノールA :

商務部は8月30日、AD調査の開始を公告

(中華人民共和国商務部公告2006年第69号 <2006. 8. 30.>)

6. インド (7月度版作成時点では情報未入手であった為に8月度版に掲載)

・ ペルオキソ硫酸塩 (過硫酸塩) :

商工省は7月28日、AD調査の開始を公告

(商工省公告F.No. 14/1/2006-DGAD <2006. 7. 28.>)

以上